変更前の製品（平成31年度様式準拠）を継続してお使いいただくための修正方法

人	人	人	人	人	人	人	
							③
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	

備考

※所得金額調整控除の適用を受ける場合

〈手順1〉

所得金額調整控除額	（ア）
給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）	（イ）（⑨ － （ア）で算出）

〈手順2〉 （イ） － ⑰ ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿

年末調整			
給与所得控除後の給与等の金額		⑨	
社会保険料等控除額	給与等からの控除分（②+⑤）	⑩	
	申告による社会保険料の控除分	⑪	
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	
生命保険料の控除額		⑬	
地震保険料の控除額		⑭	
配偶者（特別）控除額		⑮	
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額		⑯	
所得控除額の合計額（⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯）		⑰	
差引課税給与所得金額（⑨－⑰）及び算出所得税額		⑱（1,000円未満切捨て）	⑲
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額			⑳
年調所得税額（⑲－⑳、マイナスの場合は0）			㉑
年調年税額（㉑×102.1％）			㉒（100円未満切捨て）
差引超過額又は不足額（㉒－⑧）			㉓
超過額の精算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		㉔
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉕
	差引還付する金額（㉓－㉔－㉕）		㉖
	同上のうち 本年中に還付する金額		㉗
	同上のうち 翌年において還付する金額		㉘
不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額		㉙
	翌年に繰り越して徴収する金額		㉚

配偶者の合計所得金額（　　円）
旧長期損害保険料支払額（　　円）
⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額（　　円）
⑪のうち国民年金保険料等の金額（　　円）

手順2の結果を⑱に転記（1,000円未満切捨て）

扶養控除額、基礎控除額、障害者等の控除額の合算を⑯に記載（令和2年度様式では⑱+⑲に相当）